



受企第 226 号
令和4年7月29日

北栄町監査委員 森 耕生 様
北栄町監査委員 秋山 修 様

北栄町長 手嶋 俊樹



令和4年度第1回定期監査の結果について（回答）

令和4年7月21日付発監第6号で報告のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

【監査意見に対する回答】

＜委託状況について＞

- (1)起案文書の訂正にあたっては、訂正箇所の日付及び訂正者の印を押すなどにより、いつ、誰が訂正したのかを明確にするよう、事務処理におけるルールとして職員へ周知し徹底を図ります。
- (2)契約起案日(及び決裁)と契約締結日が前後することの無いよう、再度全職員へ周知し徹底を図ります。
- (3)及び(4)
資料等の発行部数については、必要数をできるだけ見極めたうえで予算化するよう努めるとともに、適切に執行がなされるよう全庁的に取り組みます。

＜遊具安全点検＞

町内の遊具施設については、日常点検を着実にを行うこととし、利用者が安全・安心に利用できるよう、引き続き適正な維持管理に努めます。

＜所得税法(住民税)の障害者控除について＞

令和3年度第2回定期監査にてご指摘をいただいて以降、介護認定結果通知に制度について周知文を追記しました。

また、今後、確定申告の時期にあわせて町報に掲載し、住民理解が進むよう取り組みます。